

21高教政第253号
平成21年5月27日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長
(公 印 省 略)

勤務時間の短縮について

うえのことについて、平成21年2月議会で「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「職員の育児休業に関する条例」の一部が改正されました。

改正の趣旨は、1日に割り振られている勤務時間が8時間から7時間45分となることに伴う内容となっています。

なお、施行日は、今後規則等の改正により決定（平成22年1月実施予定）されますので、規則制定後に改めて通知いたします。

つきましては、上記の内容について管内の学校長にも周知をお願いします。

また、併せて現在の県内各学校の勤務時間割り振りの実態把握等のため、別添様式に必要事項を記入のうえ期日までに返信をお願いします。

[担当]

教育政策課

人事企画担当：小松・岡本

T E L : 088-821-4569

F A X : 088-821-4558